

6 障がい者の人権

【コラム】学校における合理的配慮について考えよう

「合理的配慮の提供」とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。



出典：政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することをめざしました。さらに、令和3年にはこの法律が改正され、努力義務であった事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

学校における合理的配慮とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。合理的配慮の提供により、児童・生徒が本来の力を発揮し、他の子どもと同様に学習活動に無理なく参加することができる環境が整えられます。

令和4年12月に公表された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、通常の学級に在籍し、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童・生徒の割合は、小学校・中学校で8.8%、高等学校においては2.2%となっており、このことはあらためて各学校における合理的配慮の必要性を示唆しています。子どもや保護者の意向を十分に尊重しつつ、学校として組織的に検討し、合理的配慮を提供することが重要です。

○学校における合理的配慮の具体例

学校における合理的配慮にはどのようなものがあるのでしょうか。ここでは、子どもや家庭のニーズと合理的配慮の例を紹介します。

【事例①】

知的障がいの児童で、特定のキャラクターが好きで、いつも自宅で使用している食器でないと放膳してしまうので、学校で使用したい。

⇒食器の使用を許可する、または学校でのみ使用する食器を児童本人と一緒に決めるとよい。

【事例②】

学校のテストにて、学習障がいがあるため配慮してもらいたい。

⇒試験時間の延長や、ひらがな回答の許可、拡大文字で試験用紙を作成するなどの配慮を行う。

【事例③】

文字の理解と書くことに時間がかかるため、授業中に最後まで板書ができず困っている。
⇒後で書き写せるように、タブレット端末などで黒板の写真撮影を許可する。

【事例④】

光覚障がい（光を非常にまぶしく感じるなど）があり、朝の登校時に日差しがまぶしくて歩行の危険がある。
⇒登校時のサングラスの着用を許可する。

【事例⑤】

発達障がいなどのため、人前での発表に困難がある。
⇒代替措置として、レポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。

【事例⑥】

言葉だけを聞いて理解することや意思疎通することに困難がある。
⇒絵や写真のカード、コミュニケーションボード、タブレット端末などのICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」または「いいえ」で端的に答えられるようにする。

「障害のある方への差別解消に関する事例集（改訂版）（令和7年3月）」（神奈川県障害福祉課）、「神奈川県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（令和7年10月1日改訂）」（神奈川県教育委員会）を加工して作成

○合理的配慮を検討するときの留意点

合理的配慮の提供にあたっては、本人・保護者と一緒に配慮や支援の方法を検討・決定していくことが大切です。その際、次のような考え方は望ましくありません。

①「前例がないので、対応できません」

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があるものであり、前例がないことは対応を断る理由にはなりません。

②「障がいのある児童・生徒だけを特別扱いできません」

合理的配慮は障がいのある人もない人も、同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

③「もし何かあったらいけないので、対応できません」

漠然としたリスクの可能性だけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスクを低減するためにどのような対応ができるのかを具体的に検討する必要があります。

政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>) を加工して作成

合理的配慮の提供は担任など一部の教職員で抱えるものではなく、教育相談コーディネーター、管理職、学年団、養護教諭などと連携・協力し、学校全体で取り組む必要があります。学校全体の共通理解のもと、柔軟に対応していく姿勢は、子どもたちの安心感と学びへの意欲を育み、誰一人取り残さない教育環境の実現につながります。